

平成23年7月19日

厚生労働大臣
細川律夫 様

日本肝臓病患者団体協議会
代表幹事 渡辺 孝
" 渡辺 寿夫
" 山本 宗男

平成24年度予算編成に関する要望書

日頃、肝炎対策についてご理解・ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、この度「肝炎対策の推進に関する基本的な指針＝基本指針」が告示され、今年度から基本指針に基づく肝炎対策を進めていただいております。大変感謝申し上げます。

しかし、残念ながらウイルス性肝炎患者が最も切望している「肝炎患者(肝硬変・肝がん患者を含む)に対する医療費などの支援拡大」など今年度は見送りになっております。また、基本指針で多くの肝炎対策の推進に関わる重要事項が「行政的研究」により、今後の調査・研究(以下、研究等)に委ねられております。さらに今年度から始まった「特別要望枠」の施策についても国の全額負担でないことなどから、施策の実施が難しい自治体も出て来ております。

これらの状況を踏まえ、来年度の肝炎対策予算の編成につきましては、下記事項について強く要望致します。

私達ウイルス性肝炎患者・感染者は全国に350万人と言われ、今なお毎年4千5万人以上(毎日120人超)の方が肝硬変・肝がんで亡くなっており、その9割がウイルス性肝炎によるものと言われております。ウイルス性肝炎患者・感染者の多くは高齢化し、肝硬変・肝がんなどへ病状が進み、肝炎対策は一刻の猶予もない状況にあります。このようなウイルス性肝炎患者の現状をご理解いただき、来年度予算へ反映させていただくようお願い申し上げます。

文書での回答をお願いすると共に、担当課よりご説明頂く機会を設けて下さいます様お願いいたします

記

1. 特別要望枠予算関連について

- (1) 24年度は国の負担割合を増額して下さい。
- (2) 23年度特別要望枠の予算額を完全に執行できるよう取組んで下さい。

2. ウイルス検査の受検率向上について

- (1) 今年度の「肝炎検査受検状況実態把握事業」の促進を図り、ウイルス検査受検率向上、受検率の把握、陽性者の医療機関への受診促進などの施策を早急に決定し来年度予算に反映して下さい。
- (2) 基本指針の「すべての国民が少なくとも一回は肝炎検査を実施する必要がある」とのことから、どのような機会によるウイルス検査も無料で受検出来るよう予算措置をして下さい。
- (3) 今年度から実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診の個別勧奨を行うよう各地方自治体に要請して下さい。また、節目検診の年齢対象者を拡大して国民の受検の機会を拡大して下さい。
- (4) がん検診や特定健診、労働基準法に基づく職場検診などの検診とタイアップして肝炎ウイルス検診をおこなうよう県・市・町・職場に要請と指導すると共に、研修会等の予算措置を行ってください。
- (5) ウイルス検診の実態に関する調査研究を促進させ、年次ごとの成果を公表すること。そのデータを肝炎対策に活用し、各行政担当者の研修をおこなってください。併せて、事業所検診担当者に向けて調査研究と成果で研修をおこなってください。
- (6) 肝炎ウイルス検診の県・市・町・職場の累積検診率の算式を設定して下さい。そのデータを収集・公表することによって、それぞれが実態を把握し検診向上の動機づけとする。

3. 治療体制の構築について

- (1) 基本指針には「都道府県単位の肝炎対策を推進するための計画を策定し、地域の実情に応じた肝炎対策を推進することが望ましい」となっていますが、各都道府県で進んではいません。都道府県毎に「肝炎対策計画」を作成するよう国で取り組んで下さい。
- (2) 「肝炎患者支援手帳の作成・配布」については、基本指針で「肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携に資する」となっており、同趣旨が活かされる手帳を作成し、都道府県に働きかけて、全ての肝炎患者等に配布する取組と予算措置をして下さい。
- (3) 基本指針で「地域における診療連携の推進に資する研究を行う」となっていますが、各地域の実態が違っていることから、多くの地域で診療連携の研究(試行)が出来るよう予算措置をして下さい。
- (4) 肝炎患者等が働きながら治療を受けることができるよう、関係機関等に働きかけを行うとされていますが、関係機関等が定期的に協議する機関の設置と予算措置をして下さい。また、治療休業制度を創設し予算措置をして下さい。

- (5) 「地域肝炎治療コーディネーターの養成事業」が今年度から始まりましたが、コーディネーターだけでは地域連携の取組は難しいことから、来年度から地域連携を進めるための施策と予算措置をして下さい。
- (6) 各都道府県の肝炎対策（医療体制、検診体制等）の進捗状況の実態調査を行うと共に、各都道府県の肝炎対策協議会のメンバーが出席しての研修会を行うよう予算措置を講じて下さい。

4. 調査・研究について

- (1) 基本指針に盛り込まれた研究等は、肝炎対策の重要事項であり、迅速な対応が求められています。研究等の進捗について協議会に報告し、終了前でも予算に反映して下さい。
- (2) 感染症であるB型ウイルス肝炎感染拡大を防止し感染者をなくすために、ユニバーサルワクチン投与が実施されるよう安全性等を検証し、推進をはかる調査・研究を急いで下さい。

5. 肝炎に関する啓発及び知識の普及などについて

- (1) あらゆる世代の国民が肝炎に係わる正しい知識を持ち、肝炎対策が促進されるようマスメディア等を使って啓発・広報をして下さい。
- (2) 偏見差別解消のためのガイドラインを作成して下さい。
ガイドラインをもとに、偏見差別に関する是正措置等の結果を集計し公表して下さい。

6. 医療費助成について

- (1) 新しいインターフェロン治療等に対応するよう治療回数の制限を撤廃して下さい。
- (2) 肝炎患者等の高齢化・重篤化により肝炎の進展防止、肝がん抑制が必要な患者が多いことから、それらに対して効果の大きい少量長期インターフェロン治療を医療費助成対象として下さい。
- (3) ウイルス性肝炎（肝硬変、肝がんも含む）に関わるすべての医療（インターフェロン治療の副作用、肝外病変を含む）医療費助成制度を創設して下さい。
- (4) インターフェロン治療の効果予測のための遺伝子検査を保険適用にし、医療費助成制度の対象にして下さい。
- (5) インターフェロンを使わない経口剤の肝炎治療の研究・実用化を進める予算措置をして下さい。
- (6) 肝がん再発の予防効果が確認された「ペレチノイン」について認可・保険適用し、医療費助成制度の対象にして下さい。

7. 身体障害者福祉制度について

身体障害者手帳の交付基準が厳しく実態に即していません。早急に認定を受けられなかった患者の実態調査をするなどして、同制度の見直して下さい。

8. その他

(1)各都道府県の肝炎対策協議会、肝疾患診療連携拠点病院が肝炎対策を十分討議して推進するよう予算措置の改善を図って下さい。

(現在殆どの都道府県の肝炎対策協議会開催は年1回です。これでは肝炎対策は進みません)

以上

問合せ先	日本肝臓病患者団体協議会
	〒161-0033 東京都新宿区下落合三丁目14-26-1001
	TEL. 03-5982-2150 Fax. 03-5982-2151
	E. mail mail@jlpc.org